



平 3 0 学 事 文 書 第 2 6 7 号

平 成 3 0 年 (2018 年) 6 月 8 日

公益財団法人山口きらめき財団

理事長 村岡 嗣政 様

山口県知事

村岡 嗣政



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

平成30年6月8日から平成35年6月7日まで